

別紙

補装具費支給事務取扱指針

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

- (1) 補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成30年厚生労働省告示73号。以下「特殊の疾病告示」という。）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具事業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとし、告示別表の製作要素及び完成用部品は価格算定基準を示したものであって、支給の可否を示すものではないことに留意することとする。

なお、~~その際、~~身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

- (2) 市町村及び都道府県並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第7項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）は、補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用（以下「装着等」という。）している身体障害者・児の状況を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援に加え、補装具支給後の装着状況及び破損リスクの確認等のフォローアップについても、関係機関と連携し積極的に行うこと。

2 借受けについて

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るこ

とが必要であるため、購入することが原則である。このため、補装具の借受けについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）において、「借受けによることが適当である場合」として、次の場合に限るとしていること。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

3 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けるよう取り扱うものであること。

4 都道府県等の役割について

（1）都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、更生相談所が補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務を遂行できるよう、必要な体制の整備に努めるとともに、身体障害者福祉法第10条に定める業務を行うこと。

（2）更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、身体障害者福祉法第10条第1項第2号ニに定める補装具の処方及び適合判定の他に、市町村に対する専門的な知識及び技術に基づく支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具事業者に対する指導等の業務を行うこと。また、身体障害児については、指定自立支援医療機関、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）に対し、難病患者等については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第5条第1項に規定する指定医療機関（病院又は診療所に限る。）に対し、それぞれ技術的助言等を行うこと。

また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具事業者を育成する等の観点から、研修等を実施することが望ましいこと。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具事業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具を入手しようとする場合（身体障害者又は配偶者が市町村民税所得割額46万円以上の場合を含む。）について

も、適切な補装具を入手することができるよう、補装具の処方及び判定等の業務を行うこと。

(3) 市町村

市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具事業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具事業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売、貸付け又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具事業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具事業者の選定に当たっては、(公財)テクノエイド協会が提供している情報(ホームページ等)を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具事業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具を入手しようとする場合(身体障害者又は配偶者が市町村民税所得割額46万円以上の場合を含む。)についても、適切な補装具を入手するために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該身体障害者・児に更生相談所等を紹介するなどの調整等を行うこと。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

(1) 購入等に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)の別表に定める上限価格は、別表の基本工作法、付属品等によった場合のものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案の上、画一的な額の決定を行うことのないよう留意するとともに、補装具(付属品及び完成用部品を含む。)に関する補装具事業者等の製品カタログ及びホームページに記載された価格が上限価格の範囲内のものである場合には、製品カタログ及びホームページ(以下「製品カタログ等」という。)に記載された価格に基づく額を支給する必要があること。製品カタログ等の価格に基づく額を支給する場合で製品カタログ等に掲載されている補装具に加工を行う(部品の着脱を含む。)等の必要があると認めたときは、告示に基づき加工等にか

かる費用についても適切に支給すること。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具事業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の106に相当する額をもって、購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）に要する費用の額の上限としているものである。ただし、別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入については、補装具事業者の仕入時にあっても非課税であることから、別表の価格の100分の100に相当する額をもって、購入に要する費用の額の上限としているものである。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、別表の価格の100分の110に相当する額をもって、購入等に要する費用の額の上限としているものである。

（2）身体障害児に対する電動義手の支給について

身体障害児に対する電動義手の費用の支給に当たっては、技術の習得が要件であること。なお、補装具装用訓練等支援事業での訓練を含め、相応の訓練を実施した場合、訓練期間及び具体的な操作の習得レベル等については、訓練担当医及び訓練担当作業療法士の意見に基づき、必要に応じて動画等を提出させる等して判断すべきものであること。また、訓練担当医及び作業療法士が技術の習得を意見書等により証明している場合は、技術の未習得を理由として不支給とすることは適切ではないこと。

（3）借受けの対象となる種目、基準額等について

借受けの対象となる種目については、第1の2の考え方にに基づき、告示において、

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品、
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体、
- ③ 歩行器、
- ④ 座位保持椅子

と規定しており、基準額等についても、購入又は修理と同様に規定しているので、適切に取り扱うこと。

（4）特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、製作要素及び完成用部品によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入又は修理に要する費用を支給する必要がある場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定すること。

イ 身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めること。

ウ 製作要素等が告示上限価格を超えることのみをもって特例補装具として取扱うことは適切ではないこと。

エ 特例補装具を支給した場合、真に必要なものであったかの確認のために、支給後の使用状況についても確認の上、記録すること。

オ 別表に定める製作要素及び完成用部品によることができない構成要素が1つのみである場合は、特例補装具の定めにかかわらず、「一部特例」として、基準内の補装具として支給判定して差し支えない。なお、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子において市販のクッション（カタログに材質、構造及び価格が明記されているものに限り、平面形状型及びモールド型を除く。）を支給する場合及び重度障害者用意思伝達装置において市販のスイッチ（カタログに構造、機能及び価格が明記されているものに限り）を支給する場合、一部特例を判断する構成要素の数に含めることなく「一部特例」として算定すること。

【例】

・車椅子の支給に際し、特殊空気室構造の市販のクッション及び肘当てのU字加工を処方した場合、別表によらない構成要素の数は1つとなるので、「一部特例」とし、基準内の補装具として支給して差し支えない。（クッションは構成要素の数に含めないため。）

（５）国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入等に要する費用の額について

購入等に要する費用の額を告示本文第３項又は前項に掲げる額の１００分の９５に相当する額とするものは、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が自ら製作した補装具（完成用部品に係る部分を除く。）についてのみ適用されるものであって、当該施設が民間事業者の製作した補装具（装具（レディメイド）を含む。）をあっせん又は取次販売する場合には適用されないこと。

(6) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができること。また、聴覚及び視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することができること。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

(7) 耐用年数及び使用年数の取扱いについて

耐用年数及び使用年数（以下「耐用年数等」という。）は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた身体障害者・児の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものである。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数等を一律に適用することなく、以下の具体例を参考に、個々の実情に沿った対応が行われるよう十分配慮すること。また、身体障害児においては、使用年数の定めのない補装具についても、成長速度や使用環境等の心身の発育過程の特殊性を考慮の上、柔軟に対応すること。

【適切な事例】

- ・耐用年数等に達していない補装具が修理不能になったので、再支給の決定をした。
- ・耐用年数等を経過している補装具について、修理可能との見積もりであったので、修理の支給決定をした。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができること。

また、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数等を規定していないところであるが、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給を行って差し支えないこと。

(8) 修理基準に規定されていない修理の取扱いについて

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考として、又は、それらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づいて適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること。

なお、借受け期間中における通常の使用の範囲内での故障と判断される場合は、借受けに係る補装具費にその修理に要する費用を加えて算定すること。

(9) 差額自己負担の取扱いについて

市町村は、告示と身体機能等を照らし、補装具に求められる機能を判断し、支給決定している。そのため、補装具費支給の必要性を認める補装具は、身体機能に適合するように製作され、種目、名称、型式等が支給要件を満たすものとなる。ところ、使用者本人が希望するデザイン、素材等に加え、自走用車椅子及び電動車椅子にあっては介助者のみが使用する機能の追加により基準額を超えることとなる場合は、追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。

更生相談所にあつては、補装具の処方時に、差額自己負担でのデザイン、素材の変更及び機能追加が明らかとなっている場合は判定書に記載すること。

【差額自己負担の例】

- ・装飾用義手のコスメチックグローブについて、健側手部をミラーリングする等フルオーダーメイドで作製した場合に、支給決定額との差額を自己負担とした。
- ・視覚障害者安全つえにおいて、日常生活には軽金属等の素材で問題ないものの、より軽量のカーボン製を使用したい場合には、軽金属等の支給基準額との差額を自己負担とした。
- ・眼鏡（矯正用）のレンズを超薄型レンズに変更したい場合に、支給決定額との差額を自己負担とした。
- ・眼鏡（遮光用）に視力矯正機能を追加したものの支給対象者は、視野障害だけでなく視力障害の認定基準を満たしていることが必要であるが、視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない場合に、視力矯正機能の追加に要する費用のみを自己負担とした。
- ・補聴器において、支給決定したものと同等の機能を持つ小型軽量なものを使用したい場合に、支給決定額との差額を自己負担した。
- ・自走用車椅子の支給において、介助者のみが使用する機能（介助用ブレーキ等）を追加する場合に、機能を追加した費用のみを自己負担した。（介助用ブレーキなしでの支給基準額との差額自己負担。）

(10) 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であつて要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先されるため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。

(1 1) 修理または再支給する場合の対応について

修理や再支給の必要がある場合、市町村は他制度による適用の有無を確認した上で、補装具事業者が定める保証期間や任意保険加入の有無について補装具事業者や本人に聴取・確認等を行い、それらで対応が可能な場合は優先的に活用し、対応すること。

2 補装具費支給に係る事務処理について

2-1 身体障害者に対する事務処理

(1) 申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者総合支援法施行規則第65条の7の規定に基づき、本事務取扱指針の別添様式例（以下「様式例」という。）第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。

(2) 更生相談所の判定を要するもの

ア 判定依頼

市町村は、当該申請が、義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（レディメイドを除く。）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給の要否について、様式例第3号の判定依頼書による判定依頼をするとともに、様式例第4号の判定通知書を身体障害者に送付すること。なお、当該申請が借受けに係るものである場合は、市町村は、借受けに関する申請者の意向をよく聴取した上で、様式例第2号の調査書、様式例第3号の判定依頼書に申請者の意向を記入する等により、更生相談所との連携に努めること。

イ 判定（医学的判定及び補装具の処方）

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があった身体障害者について、

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来所
- ② 補聴器、車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等

による医学的判定を行い、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第1号（別添様式1）の判定書により、医学的判定の結果及び補装具の処方の内容を市町村に送付すること。この場合、判

定書には様式例第5号の補装具処方箋を添付することができる。なお、補装具事業者に対しては、処方箋を作成の上、採型（採寸を含む。以下同じ。）等の製作指導を行うこと。処方箋作成後の処方変更に要する製作費用について、補装具事業者に負担させることは適切ではないこと。

①及び②に掲げる種目については、再支給に際しても、障害状況等に変化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又は、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合等は、軽微なものを除き、同様の医学的判定及び補装具の処方を行うこと。

また、市町村が借受けの申請に基づく判定依頼をしていない場合においても、更生相談所が判定の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を判定し、想定される借受け期間、使用効果等を判定書に記載の上、判定書を市町村に送付すること。

なお、別表1に掲げる補装具の対象者は、原則として、同表の「対象者」欄に掲げる者に限ること（身体障害児についても同様の取扱いとする）。

更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り、判定に慎重を期すること。なお、訓練用仮義肢等の治療用装具を所持していることを理由として、日常生活を送る上で必要となる補装具の費用を不支給とすることは適切ではないこと。

更生相談所の長は、判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備が置かれていないときは、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医又は指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師であって、（一社）日本専門医機構が認定した専門医及び所属医学会において認定されている専門医（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条で定める項目を満たすものとして、厚生労働大臣に届出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）に判定を委嘱すること。

（3）更生相談所の判定を要しないもの

市町村は、当該申請が、義眼、眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用）、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子（レディメイド）、歩行器、視覚障害者安全つえ及び歩行補助つえに係るものである場合、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が補装具費支給の要否について決定して差し支えないこと。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）によって当該申請に係る身体障害者が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができる場合は、補装具費支給意見書を省略させることができること。

ただし、人工内耳音声信号処理装置の修理の場合は、補装具費支給意見書及び補装具費支給事務取扱要領別紙2の人工内耳用音声信号処理装置確認票により、補装具事業者が修理可能であることや医療保険給付で行われる交換ではないこと、人工内耳メーカー等の保証期間外となっていること、人工内耳メーカーと提携する任意保険（動産保険）に加入していないこと等を確認すること。

（4）補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定する場合又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する様式例第6号の補装具費支給意見書により判定又は決定することとなる。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者とする。

ア 更生相談所が判定する場合、補装具費支給意見書を作成する医師は、別表2の①から③のいずれかを満たす医師であること。ただし、電動義手について医学的意見書を作成することができる医師は、別表2の①及び③の要件を満たす医師に限ること。

イ 市町村が判断のうえ決定する場合、補装具費支給意見書を作成する医師は、別表2の①から④のいずれかを満たす医師であること。

更生相談所の長は、重度の障害を持つ者又は遠隔地に住む者等の利便を考慮する必要があるときは、アの定めにかかわらず、別表2の④に掲げる医師に医学的判定を委嘱することができる。

身体障害者が、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を受けることを希望する場合は、更生相談所において判定を行うこと。また、借受け期間が終了し、改めて購入又は借受けの支給決定を行う場合についても、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を行うことができること。

2-2 身体障害児に対する事務処理

（1）申請の受付

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入

等を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、別表 2 の①から⑤までに掲げる医師が作成したものであること。

(2) 更生相談所への技術的助言の求め

市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。その際、市町村が借受けの申請に基づく助言依頼をしていない場合においても、更生相談所が助言の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を助言し、想定される借受け期間、使用効果等を意見書に記載し、市町村に送付すること。なお、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、2-1の(2)のイの様式に準じること。

身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮しつつ、心身機能の維持、向上、日常生活の改善に寄与することが期待できる等の医学的観点から判断するとともに、生活環境等の諸条件を総合的に考慮する必要があること。

2-3 難病患者等に対する事務処理

(1) 申請の受付及び判定依頼

原則、身体障害者・児の手続に準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるに当たり、特殊の疾病告示に掲げる疾病に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。特定疾患医療受給者証等により疾病名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を省略させることができること。

医師の診断書により、当該疾病が急速に進行するため迅速な支給が必要であると認められる場合には、様式例第2号の調査書を作成するとともに、更生相談所の判定を要する種目にあつては、様式例第3号の判定依頼書により申請受付から1週間以内に更生相談所に迅速判定を依頼し、更生相談所の判定を要しない種目にあつては、1週間以内に支給決定を行うなど、迅速な対応に努めること。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書は、別表 2 の①から⑥までに掲げる医師が作成したものであること。

(2) 判定（医学的判定及び補装具の処方）

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があつた身体障害者について、2-1の(2)のイによる判定を行うこと。ただし、迅速判定の依頼を受けた場合には、種目にかかわらず、判定依頼を受けた日から1週間以内に補装具費支給申請書等による医学的判定を行うなど、迅速な対応に努めるとともに、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第1号（別

添様式1)の判定書により、医学的判定の結果及び補装具の処方を速やかに市町村に送付すること。この場合、判定書には様式例第5号の補装具処方箋を添付することができる。

2-4 施設入所者に対する事務処理

(1) 申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者総合支援法施行規則第65条の7の規定に基づき、様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。なお、申請書の提出は、郵送によるものでも差し支えないこと。

(2) 更生相談所の判定を要するもの

市町村から判定依頼を受けた更生相談所は、オンライン、動画又は書類により判定を行うこと。但し、来所によらなければ支給の可否が判断できないと更生相談所が判断した場合は、来所による判定を行って差し支えない。その場合、市町村は必要に応じて、施設所在地を管轄する更生相談所に判定依頼を行うことができること。市町村から施設所在地を管轄する更生相談所に判定依頼があった場合、援護地の更生相談所は施設所在地の更生相談所の負担にならないよう、必要な情報の提供に努める等、連携を図ること。

2-4.5 支給の決定等

市町村は、2-1から2-~~3~~4に掲げる手続を経て購入等に係る補装具費の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに、様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を交付すること。補装具費支給事務及び給付の迅速化を図るため、市町村は、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に可否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努めるとともに、速やかに様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号の補装具費支給券又は様式例第9号の却下決定通知書を発行し、申請者に交付すること。

特に、進行性の難病患者等に対する補装具費の支給決定においては、判定時の身体状況が支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たす可能性が高い場合には、迅速に支給決定を行うこと。

また、初めて補装具費の支給申請をする場合、身体障害者手帳の交付申請と同時に行うことがあるが、手続を並行して進める等、可能な限り速やかに支給決定を行うよう努めること。

借受けに係る補装具費の支給決定に当たっては、あわせて借受け期間につ

いても決定すること。

また、借受け期間中は毎月補装具費を支給するが、支給決定の際は、借受けを行う一月目のみ、申請者に対し、速やかに、様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号（1）から（3）までの補装具費支給券を交付すること。その際、様式例第8号（2）については、借受け期間の月数分を交付すること。支給決定の際に決定した借受け期間が終了するに当たっては、改めて更生相談所等において、購入が可能か、借受けを継続するかの必要性を判断することになるため、再度、2－1から2－~~3~~4と同様に更生相談所による判定及び支給決定の手続を行うこと。

借受けに係る補装具の交換までの期間については、最長1年を原則とする。ただし、市町村及び更生相談所が必要と判断すれば、概ね1年ごとに再度判定及び支給決定を行うことにより、交換までの期間を最長3年程度とすることができる。支給決定に当たっては、耐用年数や想定される使用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断すること。

市町村は、申請を却下することの決定をしたときは、様式例第9号の却下決定通知書により、理由を附して申請者に交付すること。

なお、補装具費の算定等については、別紙によるものとする。

3 契約

様式例第7号の補装具費支給決定通知書の交付を受けた身体障害者又は身体障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）は、補装具事業者に様式例第8号の補装具費支給券を提示し、契約を結んだ上で、補装具の購入等を行うこと。

なお、借受け期間中の修理に関し、通常の使用の範囲内での故障、製品の不具合による故障又は故意による故障等に係る取扱いについて、予め明らかにしておくことが望ましい。

4 採型、仮合せ

義肢、装具及び姿勢保持装置の採型及び仮合せは、2－1の（2）に準じて専門医等の指導のもとに実施すること。

5 適合判定

（1）補装具費の支給に当たっては、以下により適合判定を実施すること。

ア 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの
更生相談所が適合判定を行い、市町村は適合判定が行われたことを確認する。

イ 補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。

ウ 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。

エ 身体障害者手帳により補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるもの
市町村が確認する。

なお、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成した補装具費支給意見書により市町村が決定する補装具費の支給に当たっては、指定自立支援医療機関又は保健所の医師は、必要に応じて更生相談所に助言を求めながら、適合判定を行うこと。

- (2) 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員並びに補装具事業者及び補装具担当職員の立会いのもとに実施すること。
- (3) 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について考慮すること。
- (4) 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子以外の種目についても、ウに準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。
- (5) 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合や、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具事業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

6 補装具費の支給手順

(1) 補装具の購入等に要した費用の支払い

補装具事業者は、購入又は修理に係る補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から補装具の購入又は修理に要した費用についての支払い

を受け、領収書を発行すること。

借受けに係る補装具については、一月目の借受けに要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。二月目以降は、毎月の支払いの際に領収書を発行すること。

なお、借受けの単位は暦月であるが、その月の途中で借受けを開始した場合又は終了した場合は、日割り計算により借受けに係る補装具費が支払われるものとする。但し、借受けの期間が14日以内である場合は0.5月あたりの基準額を算定するであること。その場合、借受けの開始日は様式例第8号(1)の「受領日」であり、終了日は様式例8号(3)の「返却日」であること。

義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品の借受けにおいては、修理基準による完成用部品の交換に要する上限価格を加算して差し支えないこととし、更生相談所が判定(処方を含む。)の際に複数の完成用部品についての比較検討を事業者に指示した場合は第1の2の③による借受けに相当することから、比較検討を指示した完成用部品のそれぞれについて、0.5月あたりの基準額を算定すること。その場合、借受けの開始日及び終了日は判定が実施された日として、様式例第8号(1)に記載し、完成用部品の借受けについては、購入又は修理の基準額算定項目として取り扱うこと。(完成用部品の借受けについては申請者の申請は不要である。)なお、完成用部品の比較検討を事業者に指示したにもかかわらず、借受けに係る補装具費を支給しないことは適切ではないこと。更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できないこと。

(2) 補装具費の請求

購入又は修理に係る補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

借受けに係る補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び、借受けを行う一月目にあつては様式例第8号(1)の、一月目及び借受け期間の最終月を除く月にあつては様式例第8号(2)の、借受け期間の最終月にあつては様式例第8号(3)の補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。なお、義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品の借受けのうち、判定における試用評価に要したものについては、様式例第8号(1)において、購入又は修理と併せて手続きをすることが可能であること。

(3) 補装具費の支払

市町村は、補装具費支給対象障害者等から、(2)に掲げる領収書等の提出があった場合は、審査のうえ、支払を行うこと。

また、借受けの場合における借受け期間の二月目以降は、補装具支給対象障害者等からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行うこと。

7 借受けを行った補装具の返却

市町村は、借受け期間の最終月に様式例第8号（3）の補装具費支給券によって、借受けを行った補装具が故障等なく補装具事業者に返還されたことを確認すること。なお、義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品の借受けのうち、判定における試用評価で使用したものを除く。

8 装着等訓練及び実地観察

- （1）市町村は、更生相談所等と連携して、随時、装着等訓練に必要な計画を立て実施すること。
- （2）装着等訓練に際しては、補装具の装着等について熟達した者をモデルとして専門医指導のもとに実施指導を行うことが効果的であるので、実施に当たっては留意されたいこと。
- （3）市町村は、補装具費を支給した補装具について常に補装具担当職員、身体障害者福祉司等にその装着等状況を観察させ、装着等訓練を必要とする者を発見した場合は、速やかに適切な訓練を施すよう留意すること。

9 関係帳簿について

市町村は、補装具費の支給に当たって、様式例第10号の補装具費支給決定簿を備え、必要な事項を記載しておくこと。

10 代理受領について

補装具費の支給手順については、原則として6の取扱いによることとなるが、補装具費支給対象障害者等の利便を考慮し、市町村は、補装具費支給対象障害者等が補装具事業者を支払うべき補装具の購入等に要した費用について、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、補装具事業者を支払うことができること。

（1）前提条件

代理受領による補装具費の支払を行う場合には、次の取扱いによること。

ア 市町村は、補装具費支給対象障害者等が希望する補装具事業者との間での契約等に基づき、代理受領について合意形成を行うこと。

補装具事業者と契約等による取り決めを行う場合には、次の事項を盛りこむことが望ましいこと。

（ア） 補装具事業者は、様式例第8号の補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、補装具費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付すること。

（イ） 引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のた

めに生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。なお、借受け期間中の修理に関し、通常の使用の範囲内での故障、製品の不具合による故障又は故意による故障等に係る取扱いについて、予め明らかにしておくこと。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(11)に基づいた修理のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

イ 補装具費支給対象障害者等が、補装具事業者に代理受領の委任をしていること。

(2) 補装具費の支給手順

ア 利用者負担額の支払

補装具事業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額についての支払を受け、領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引渡しを受けること。ただし、利用者負担額が0円と認定された補装具費支給対象障害者等については、領収書の発行を要しないこと。

イ 補装具費の請求

補装具事業者は、代理受領を行う場合、購入又は修理に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

また、借受けに係る補装具費支払請求書については、借受けを行う一月目にあつては代理受領に対する委任状及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を、一月目及び借受け期間の最終月を除く月にあつては様式例第8号(2)の補装具費支給券を、借受け期間の最終月にあつては様式例第8号(3)の補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

なお、借受け期間中、補装具費支給対象障害者等と補装具事業者との間の委任関係が解消した場合には、補装具費支給対象障害者等とともに、その旨を市町村に報告すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具事業者から、イに掲げる請求書等の提出があつた場合は、審査の上、支払を行うこと。

また、借受けの場合における借受け期間の二月目以降は、補装具事業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行うこと。

1 1 補装具事業者との連携

更生相談所及び市町村においては、補装具事業者が以下の項目について適切に実施するよう連携を図ること。なお、更生相談所及び市町村は、補装具事業者に対し、製品カタログ等に記載された額(告示上限価格の範囲のものに限る。)よりも安価な額を一方的に要求することは適切ではないこと。また、事業者における業務効率化の観点からも、見積書等に事業者の押印がないことのみをもって不備とすることのないよう柔軟に対応すること。

- (1) 補装具事業者が更生相談所、市町村及び医師その他の専門職との緊密な連携を図り、医師の処方に基づき、補装具の採型、製作、適合等を行うこと。
- (2) 補装具(付属品及び完成用部品を含む。)について、補装具事業者が製品カタログ等に仕様、価格等を公開することにより、価格の透明性を確保するよう努めること。
- (3) 補装具引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。
ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(11)に基づく修理のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)であること。
- (4) 補装具を引渡す場合には、補装具の取扱方法、破損や不具合が生じた場合の対応等について申請者及び保護者に説明するとともに、支給後のフォローアップについても積極的に行うこと。

1 2 番号法の施行に伴う個人番号利用事務について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、補装具費支給事務について、各市町村は番号法に関する各種通知を参照し、マイナンバーを利用した情報連携業務を円滑に実施すること。

補装具費支給事務において提供する項目のうち、「種目名称別コード」を市町村が適切に設定できるよう、更生相談所等は判定書や補装具処方箋に対応するコードを記載すること等により、市町村と連携すること。

(※)「補装具種目名称別コード一覧表」掲載 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yogu/index.html

【参考：種目名称別コード（一部抜粋）】

コード値	コード値の内容
010001	殻構造義肢 義手 特例
010002	殻構造義肢 義足 特例
010101	殻構造義肢 上腕義手 装飾用
010102	殻構造義肢 上腕義手 作業用
010103	【連携後登録不可】殻構造義肢 上腕義手 能動式
010104	殻構造義肢 上腕義手 能動式（ハンド型手部付）
010105	殻構造義肢 上腕義手 能動式（フック型手部付）

別添様式（略）

別表 1

○ 補装具の対象者について

種目	名称	対象者
眼鏡	遮光用	以下の要件を満たす者。 1) 羞明を来していること。 2) 羞明の軽減に、遮光用の装用より優先される治療がないこと。 3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記項目を参照の上、遮光用の装用効果を確認すること。（意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。） ・ まぶしさや白んだ感じが軽減する ・ 文字や物などが見やすくなる ・ 羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・ 暗転時に遮光用をはずすと暗順応が早くなる ※遮光用とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。 ※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となる。
	コンタクトレンズ	（多段階） 角膜形状異常や強度屈折異常等のため一般的なコンタクトレンズ装用が困難で真に必要な者。 （虹彩付き） 角膜白斑あるいは羞明等があり、遮光用の眼鏡装用が困難で真に必要な者。
	弱視用 （高倍率）	職業上又は教育上真に必要な者。
補聴器	高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者。 ※中軽度補聴器は補装具費の対象外であることに留意すること。	
	耳あな型	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。

	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者。
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置（修理）	人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者。
車椅子	リクライニング機構	・ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者。 ・ 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者。
	ティルト機構	・ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者。
	ティルト・リクライニング機構	・ リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせない者。
	リフト機構	・ 障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者。 ・ 就労又は就学のために真に必要と認められる者。
電動車椅子	学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者・児を対象者とすること。 ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者。 イ 歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者。 なお、支給決定にあたっては、次のいずれにも該当する障害者・児を条件とすること。 （適性） 日常生活において、視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者。 （知識） 歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者。 （操作能力） ア及びイの全ての操作を円滑に実施できる者。 ただし、簡易形アシスト式の場合には、イの（エ）を除き不要であること。<u>車椅子から電動車椅子に種目を変更する場合、廃用による身体機能低下を防止する観点から原則として簡易形アシスト式とすること。</u> ア 基本操作 （ア）操作ノブ等の操作 （イ）メインスイッチ・速度切り替え	

	(ウ) 発進・停止 イ 移動操作 (ア) 速度（低速・高速等）調節 (イ) 直進（直線・蒲鉾・片傾斜道路）走行 (ウ) S字・クランク走行 (エ) 坂道走行<u>（特に下り坂での停止）</u> (オ) 溝・段差乗越え走行 (カ) 旋回 (キ) 非常時の対応 (ク) その他移動に必要な操作 （参考）電動車椅子の名称に係る判定の目安について <table><tr><td>平坦路における 車椅子自走の可否</td><td>日常生活(通勤又は通学を含む。) における坂道・悪路での車椅子 自走の可否 ※（ ）は、電動車椅子簡易形 （アシスト式）での自走の可否</td><td rowspan="4">➡</td><td>補装具費の支給を検討することと なる電動車椅子の名称及び区分</td></tr><tr><td rowspan="3">可</td><td>一部不可（可）</td><td>簡易形（アシスト式）</td></tr><tr><td>不可（可）</td><td>簡易形（アシスト式） ※速度制御機能付に限る</td></tr><tr><td>不可（不可）</td><td>簡易形（切替式）</td></tr><tr><td>不可</td><td>不可</td><td>標準形又は簡易形（切替式）</td></tr></table>	平坦路における 車椅子自走の可否	日常生活(通勤又は通学を含む。) における坂道・悪路での車椅子 自走の可否 ※（ ）は、電動車椅子簡易形 （アシスト式）での自走の可否	➡	補装具費の支給を検討することと なる電動車椅子の名称及び区分	可	一部不可（可）	簡易形（アシスト式）	不可（可）	簡易形（アシスト式） ※速度制御機能付に限る	不可（不可）	簡易形（切替式）	不可	不可	標準形又は簡易形（切替式）
平坦路における 車椅子自走の可否	日常生活(通勤又は通学を含む。) における坂道・悪路での車椅子 自走の可否 ※（ ）は、電動車椅子簡易形 （アシスト式）での自走の可否	➡	補装具費の支給を検討することと なる電動車椅子の名称及び区分												
可	一部不可（可）		簡易形（アシスト式）												
	不可（可）		簡易形（アシスト式） ※速度制御機能付に限る												
	不可（不可）		簡易形（切替式）												
不可	不可	標準形又は簡易形（切替式）													
手動リクライ ニング機構 電動リクライ ニング機構	・随時、仰臥姿勢をとる必要のある者。 ・座位を長時間保持できない者。														
電動ティルト 機構	・長時間の座位保持が困難な者であって、<u>自立自力での</u> 姿勢変換が困難な者。														
電動ティルト・ リクライニン グ機構	・リクライニング機構及びティルト機構について、それ ぞれ単独では姿勢保持等の目的が果たせない者。														
電動リフト機 構	・障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機 構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認 められる者。 ・就労又は就学のために真に必要と認められる者。														
重度障害 者用意思 伝達装置	<u> </u>重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意 思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である 者。														

文字等走査入力方式 (簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、若しくはモバイル使用を希望する者。
文字等走査入力方式(簡易な環境制御機能若しくは高度な環境制御機能が付加されたもの)	独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。
文字等走査入力方式(通信機能が付加されたもの)	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
生体現象方式	筋活動(まばたきや呼気等)による機器操作が困難な者。

(注1) 以上の表は、あくまでも対象者の例を示しているものであり、支給の判断に当たっては、個別の身体状況や生活環境等を十分に考慮すること。

(注2) 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度である状態をもって判断すること。

別表 2

○ 補装具費支給意見書を作成する医師の要件について

	身体障害者	身体障害児	難病患者等
①身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）	○	○	○
②指定自立支援医療機関の医師（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）	○	○	○
③国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師	○	○	○
④上記と同等と認める医師（※）	○	○	○
⑤保健所の医師	—	○	○
⑥難病法第6条第1項に基づく指定医	—	—	○

※ 補装具費支給意見書のみで市町村が判断する種目に限る

参考資料

補装具費等の算定について

(1) 基準額の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）

① 購入又は修理の場合

次に掲げる(ア)、(イ)又は(ウ)のうち、最も低い額を基準額とする。

(ア) 告示により算出した額

(イ) 現に補装具の購入又は修理に要した費用の額

(ウ) 補装具事業者等の製品カタログ及びホームページに記載された額

② 借受けの場合

次に掲げる(ア)又は(イ)のうち、いずれか低い額を基準額とする。

(ア) 告示により算出した額（日割り計算を行う場合は、その額）

(イ) 現に補装具の借受けに要した費用の額

(2) 利用者負担額の算出

原則、負担上限月額（政令で定める額）とする。ただし、負担上限月額よりも基準額に $10/100$ を乗じて得た額（1割負担額）の方が低い場合は、1割負担額（端数処理：小数点以下切り捨て）とする。

(3) 補装具費の算出

① 基準額の $10/100$ 相当額が負担上限月額を超えない場合

補装具費＝基準額－利用者負担額

② 基準額の $10/100$ 相当額が利用者負担上限月額を超える場合

補装具費＝基準額－負担上限月額

※同一月内に複数回の支給を受ける場合

補装具費の算出

① 前回の支給の際に利用者負担額が負担上限月額を超えていない場合

ア 今回の基準額の $10/100$ 相当額を加算して負担上限月額を超えない場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－（今回の利用者負担額＋前回までの利用者負担額）

イ 今回の基準額の $10/100$ 相当額を加算して負担上限月額を超えた場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－負担上限月額

② 前回の支給の際に利用者負担額が利用者負担上限月額を超えている場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－負担上限月額